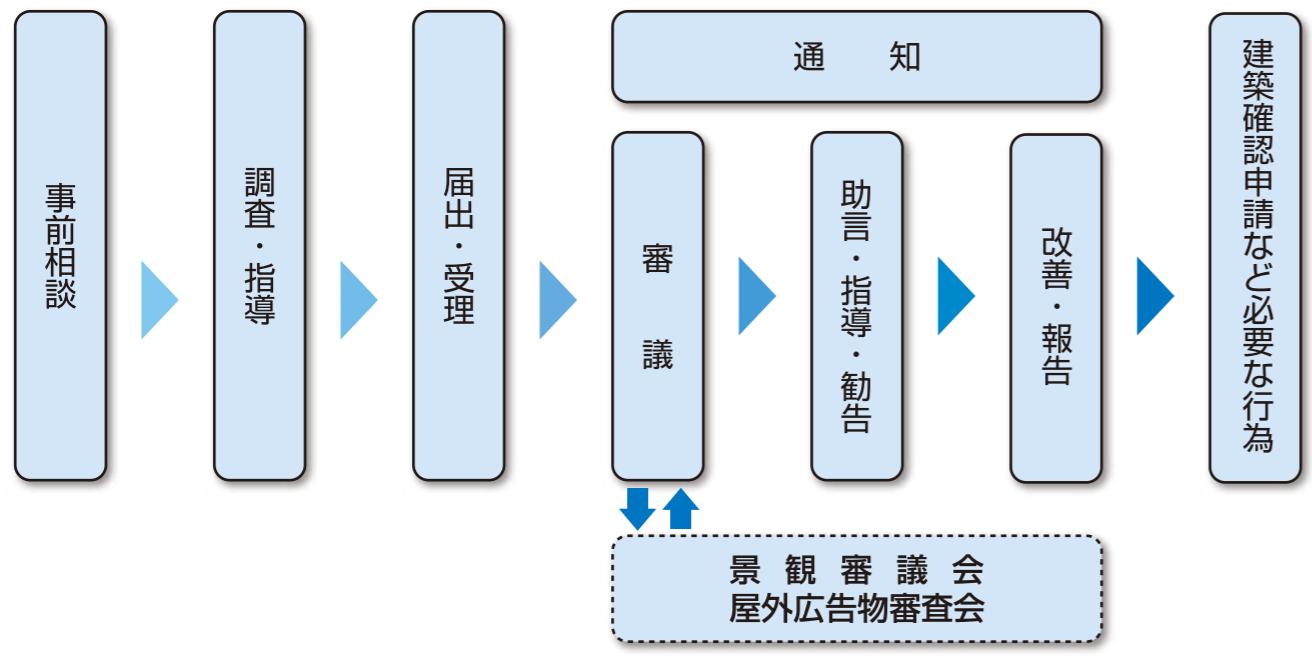


届出の流れ



行為の届出に必要な書類一覧

届出行為	必要書類	位置図	平面図	配置図	断面図	着色した立面図	色見本等	植栽計画図	現況写真
建築物等の新・改・増・移築、大規模な修繕若しくは色彩の変更	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> (2面以上)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
広告物等の設置やその内容の変更(色彩の変更を含む)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> (意匠図)	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>
土地の形質の変更(宅地の造成等)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>			<input type="radio"/>		<input type="radio"/>
木竹の伐採	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>					<input type="radio"/>
物件のたい積	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>					<input type="radio"/>

助成制度

対象事業	補助率	限度額
セットバック部分の高木を含む緑化	70%	30万円
屋外広告物の撤去(屋外広告物審議会が要請したもの)	90%	100万円

◎沿道景観形成条例についての相談・問い合わせ先

金沢市景観政策課
〒920-8577 金沢市広坂1-1-1

TEL: 076-220-2364
FAX: 076-224-5046
E-mail: keikan@city.kanazawa.lg.jp

詳細はこちら▶



沿道景観形成条例

魅力ある美しい沿道景観の形成 ガイドライン ～諸江通り区域～



金沢市では、豊かな自然や歴史的な街並みが保全され、又は新しい都市空間が創出される周辺の環境と一緒にとなった、市民が親しみ、誇ることができる美しい沿道景観の形成を図り、もって地域の魅力の向上と人々の交流の促進に資することを目的に、「金沢市における美しい沿道景観の形成に関する条例」に基づき、①沿道景観形成区域を指定し、②沿道景観形成基準を定めることとしています。

この沿道景観形成基準は、沿道に生活するみんなでつくるまちづくりのルールであり、みんなで守り、育て、そして実現していくものです。

**諸江通り景観形成協議会
金沢市**

■景観形成基本方針

沿道としての統一感と品格を持たせることで、心地よさや気配りが感じられる沿道景観を創出する。

区間	I 区間 (広岡一丁目交差点～諸江上丁交差点)	II 区間 (諸江上丁交差点～問屋町交差点)
方針	金沢の都心部への期待感を演出する 近代的で品格ある景観づくり	沿道景観の統一感を演出しながら、 潤いと品格を感じさせる景観づくり
建築物・工作物	形態・意匠 街並みに調和した景観を形成するように努める。 高さ 沿道の街並みとの調和や連続性に配慮する。 壁面等の位置 諸江通り沿道に面する壁面等については、原則として、道路境界線または道路計画線から1m以上後退する。 商業業務施設(敷地面積が1,000m ² 以上)については2m以上とする。 色彩 屋根の色は、黒、グレー、濃茶、濃緑、又は濃紺等の落ち着いた色調とする。 外壁の色は、グレーや低彩度の茶等の落ち着いた色調とする。 その他 周辺からの見え方に配慮し、敷地境界付近でのコンクリートブロック塀等の設置は避け、積極的に生垣や植栽を設置するよう努める。	
屋外広告物	(1)屋上広告 すっきりとした沿道景観を創出するため禁止とする。 (2)壁面・突出広告 上端高さは6m以下とする。(ビル名称を除く) (3)独立広告 1敷地に1基とする。(必要最小限の駐車場誘導広告等は除く) 上端高さは6m以下とし、1基で1面5m ² (両面で10m ²)、1敷地あたりの合計は15m ² までとする。 (4)自家広告以外 誘導を目的とするものに限る。(1敷地に1基まで、上端高さ4m以下) ※より詳細な内容はホームページをご覧ください。 (5)その他 蛍光塗料、赤、黄色等原色のみの面的使用、点滅照明、可変表示広告(電光表示板や大型LED等)は禁止とする。 商業業務施設(敷地面積が1,000m ² 以上)については、沿道景観に支障がない範囲内において金沢市屋外広告物条例の基準まで緩和することができる。	
みどり	沿道景観に潤いを与える、金沢への来訪者や沿道の施設利用者へのもてなしの意を表すため、特に道路側の緑化に努める。 独立広告等の足もとまわりの緑化、建築物の壁面緑化や屋上緑化等を検討し、街路樹と一緒に緑化空間の創出に努める。 敷地内の樹木はその保全・活用に努める。	
駐車場	街路樹の維持管理活動に協力する。 街路樹足もとの積極的な緑化・飾花に努める。	1敷地に1本以上の中高木の植栽に努める。
その他	周辺からの見え方に配慮し、道路境界付近の花木や中高木の植栽、外周の生垣緑化に努める。	土地の形質の変更を行う場合には、周辺環境との調和に配慮する。 物件の積を行なう場合には、適切な維持管理を行い、敷地周囲の緑化等による目隠し修景に努める。 屋外に設備機器を設置する場合は、道路から直接見えないように努める。 道路占用物の形態・意匠及び色彩は華美でなく洗練されたものとなるよう努める。

